内閣衆質一二九第一〇

平成六年六月十四日

内閣総理大臣 羽 田

孜

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策についての閣議決定および関係閣僚会議に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策についての閣議決定および関係閣僚会議に関する質問に

対する答弁書

一について

チッソ株式会社に対する中長期的な観点からの支援策については、 原因者負担の原則を堅持しつつ、同

社 の中長期的な観点からの経営基盤 の維持・強化を通じて、 水俣病の認定患者に対する補償金の支払に支

障を生じないよう配慮するとともに、 あわせて地域の経済 ・社会の安定に資する観点から、 関係省庁にお

1 て鋭意検討を進めているところであるが、 同社の今後の経営見通し等を十分検討する必要があるととも

に、 法制度との整 合性、 原因者負担の原則との関係など難しい問題が含まれていることから、 いまだ成案

を得るに至っていない。

二について

関係金融機関による金融支援措置については、 既に当該金融機関に対しその継続を要請したところであ

り、 チッソ株式会社の子会社に対する日本開発銀行の融資についても既に同行に対しその検討を依頼した

ところである。

チッソ株式会社に対する中長期的な観点からの支援策については、 一についてにおいて述べたように、

1 まだ成案を得るに至って 1 ないところであるが、 できる限り早 期に成案が得られるよう、 関係 省 庁 にお

いて鋭意検討を進めてまいりたい。

水俣 · 芦北地域 の振興については、 南九州西回り自動車道等の整備や 「水俣湾埋立地及び周辺地 域開 発

整備具体化構想」 に基づく各般の事業を推進してきているが、今後とも、 これらの事 業の実施につ 1 て適

切に対処してまいりたい。 また、 チッソ株式会社における同地域の振興への配慮については、 既に同社に

対しその協力を要請したところである。

水 俣病 \mathcal{O} 認定業務 の促進 につい 、ては、 国及び関係県にお いて各般の施策を講じているところであり、 平

成五 年 -度末における未処分者数は、 前 年 度末に比べ六百五十一人減少し、千七百十三人となっている。 今

後とも、引き続き認定業務の促進に努めてまいりたい。